

# 令和5年台風第7号からの**営農再開を応援**します！

令和5年台風第7号で被災された農家の皆さんが営農再開できるよう、鳥取県と市町村が連携して下記の支援を行います。

(事業実施主体…農業者、農業法人、集落営農組織、任意組織)

※令和6年4月1日以降に実施された内容が対象です。

## ①復旧農地追加施肥支援



復旧にあたり客土等を行った農地で、**地力向上のために慣行より多くの施肥が必要となる場合に**、そのかかり増し経費を支援します。

※1農地1回限り

補助金額：定額（16.5千円/10a）（県2/3、町1/3）

<留意事項>

かかり増し施肥を行ったことがわかる写真等が必要です。

## ②転作品目作付支援



基盤復旧が間に合わない（水張りできない）水田において、市町村が指定する**転作品目を作付け**する場合に必要な経費（**種苗費、肥料費、農薬費、機械器具費**）を支援します。

※機械器具費は賃借料、作業委託費も含む

補助率：1/2（県1/3、市町村1/6）

県補助上限：

種苗費・肥料費・農薬費の合計36千円/10a  
（事業費ベースで108千円/10a、機械器具費別）

## ③被災農機等導入支援



河川の氾濫による土地の崩落等で農業用倉庫が流失した方への農業機械等再導入を支援します。

補助率：1/2（県1/3、市町村1/6）

県補助上限：10,000千円

お問合せ先：鳥取県農林水産政策課  
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室

TEL:0857-26-7256  
TEL:0858-72-3808

八頭町役場産業観光課

TEL:0858-76-0208